

事 務 連 絡
平成 28 年 6 月 9 日

熊本県健康福祉部
国保・高齢者医療課
熊本県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 28 年熊本地震により被災した被保険者に係る
後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について

平成 28 年熊本地震により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免については、平成 28 年 4 月 15 日に「災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（平成 25 年 5 月 2 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）の再周知によりお示ししているところですが、特別調整交付金による国庫補助の対象となる保険料の減免の取扱い等について下記のとおり連絡しますので、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「熊本県広域連合」という。）におかれましては、貴管内市町村への周知等よろしく願います。

記

- 1 国庫補助の対象となる保険料減免の基準については、おって特別調整交付金の交付基準を通知することとしているが、具体的な基準及びその概要は別紙及び参考資料のとおりとする予定であること。
- 2 熊本県広域連合が減免の要件に該当することが明らかであると認める場合については、被災した被保険者等に減免の意思を確認することをもって減免の申請があったものとみなすことも差し支えないこと。
また、減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、遡って減免を行うことも差し支えないこと。

○熊本地震による後期高齢者医療保険料の減免に対する特別調整交付金の算定基準について

1 特別調整交付金の交付対象及び交付割合

特別調整交付金の交付対象とする減免措置は、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「熊本県広域連合」という。）の被保険者について、2に定める基準により熊本県広域連合が行った保険料の減免措置とする。特別調整交付金の交付額は、保険料減免した額の8割に相当する額とする予定である。なお、更なる財政支援が必要かどうかは、免除の実施状況等を踏まえ、今後検討する予定である。

2 特別調整交付金の交付基準

保険料減免の要件については、次の①から⑤までのいずれかに該当するに至った被保険者につき、平成28年度の保険料額であって、平成28年4月14日から平成29年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する額（次の③又は⑤に該当する場合であって平成29年3月31日までの間にその行方が明らかになったときは、明らかとなった日の属する月の前月分までの額）について、次の①から⑤までの基準による。

なお、複数の基準に該当する被保険者については、その減免額が最も大きくなるものを適用する。

- ① 熊本地震（以下「地震」という。）による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けた者
り災証明書に基づく次の区分による

損 害 程 度	軽減又は免除の割合
全 壊	全 部
半壊・大規模半壊	2分の1

※ 長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。）の主たる生計維持者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。

- ② 地震による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部
- ③ 地震による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である者 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部
- ④ 地震による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少

することが見込まれ、その減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該収入額の10分の3以上である者であって、前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第380号）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（同法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であるもの（前年の合計所得金額から、減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）を控除して得た額が400万円を超えるものを除く。） 次の対象保険料額に各区分による減免割合を乗じて得た額

前年の合計所得金額	対象保険料額	減免割合
300万円以下であるとき	被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額に占める減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）の割合を乗じて得た額	全部
300万円を超え400万円以下であるとき		10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき		10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき		10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき		10分の2

※ 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。

- ⑤ その者の属する世帯の主たる生計維持者以外の者であって、地震による被害を受けたことにより、その行方が不明であるもの 当該被保険者の保険料額の全部

3 特別調整交付金の交付について

災害に伴う特別調整交付金の交付に当たっては、従来、各市町村につき1%以上の収入減額が生じた場合のみを対象としていたが、今回は1%以上の収入減が生じていない場合も対象とすることとする。

また、この取扱いは、平成28年度までとする。

熊本地震に係る後期高齢者医療保険料の減免への特別調整交付金による財政支援について（概要）

<補助対象>

- 以下の要件を満たす後期高齢者医療保険料へ減免を行った熊本県後期高齢者医療広域連合に対して、特別調整交付金により財政支援を行うこととする。

		今回の取扱い	原則
補助対象			
	主たる生計維持者の死亡等	○	×
	主たる生計維持者が行方不明	○	×
	事業収入等の減少	損失金額 3 / 10 以上かつ前年所得1,000万円以下	損失金額 3 / 10 以上かつ前年所得1,000万円以下
	住宅・家財の損害	損害金額及び所得要件無し (損害程度) (減免割合) 全壊 ⇒ 全部 半壊・大規模半壊 ⇒ 2分の1	損害金額 3 / 10 以上かつ前年所得1,000万円以下
財政負担の要件		無し (1%未満でも可)	保険料必要総額の1%以上

※補助対象は東日本大震災直後のものと同内容。

※条例に基づいて行うものである必要がある。

<補助割合>

- **8 / 10**とする。なお、更なる財政的な支援が必要かどうかは、免除の実施状況等を踏まえ、**今後検討**。

<対象保険者>

- 熊本県後期高齢者医療広域連合

<期間>

- この取扱いは、**平成28年度まで**とする。